

電気のお申込にあたって

お客さまとの電力需給契約につきましては、標準供給条件・選択供給条件及び一般送配電事業者の託送供給等約款等の定めるところによります。標準供給条件・選択供給条件の詳細な内容は、当社ホームページ (<http://www.kyuden.co.jp>) でもご確認いただけます。

●お申込み

- ・ご契約の開始、ご契約内容の変更、ご使用停止、その他お申込みは、各種申込書等にて承っております。
- ・需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。
- ・料金は、需給開始の日から適用いたします。
- ・契約負荷設備、契約受電設備、契約電力については1年間の最大の負荷を基準としていただきます。
- ・電気事業法に基づき、ご契約締結後、当社は、契約内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます）等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
- ・契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社にお申込みいただきます。

●ご契約期間・ご契約の更新

- ・ご契約開始（変更）の日以降、1年目の日までです。
- ・契約期間満了日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。なお、契約期間を更新する際は、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
- ・臨時電力の契約期間は、料金適用開始の日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。
- ・お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の契約期間は、原則として指定区域となる日の前日までとなります。

●条件等の変更

- ・当社は、契約期間中であっても標準供給条件および選択供給条件を変更する場合がございます。その際、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
また、変更に異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。

●供給方法

- ・お客さまへの供給方法は次のとおりです。
供給電気方式：交流3相3線式
供給電圧：6,000V、20,000V、60,000Vまたは100,000V
周波数：60Hz

●契約電力の決定方法

【契約電力が500kW未満で高圧供給の場合】

- ・実量制によって決定いたします。
 - ・新設月以降12か月間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と新設月以降前月までの各月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - ・新設月より13か月目以降の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - ・契約受電設備の減少等で、お客さまと当社との協議により契約電力を定めた場合、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、協議により定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が、お客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、その上回る最大需要電力を契約電力といたします。
 - ・実量制契約適用後、最大需要電力の値が500kW以上となった場合は、その月から、「契約電力500kW以上のお客さま」としてお取扱いいたします。契約電力は負荷設備および受電設備の内容、操業度等向こう1年間の予想最大需要電力を基準として、お客さまと当社の協議によってすみやかに定めさせていただきます。
 - ・契約電力が500kW未満のお客さままで、ご契約メニューが臨時電力、かんがい排水用電力、深夜電力の場合の契約電力は、契約負荷設備によってえた値と契約受電設備によってえた値のうち、いずれか小さい値を基準として、お客さまと当社の協議によって定めるものといたします。

【契約電力が500kW以上または特別高圧供給の場合】

- ・協議によって決定いたします。

●使用電力量の算定

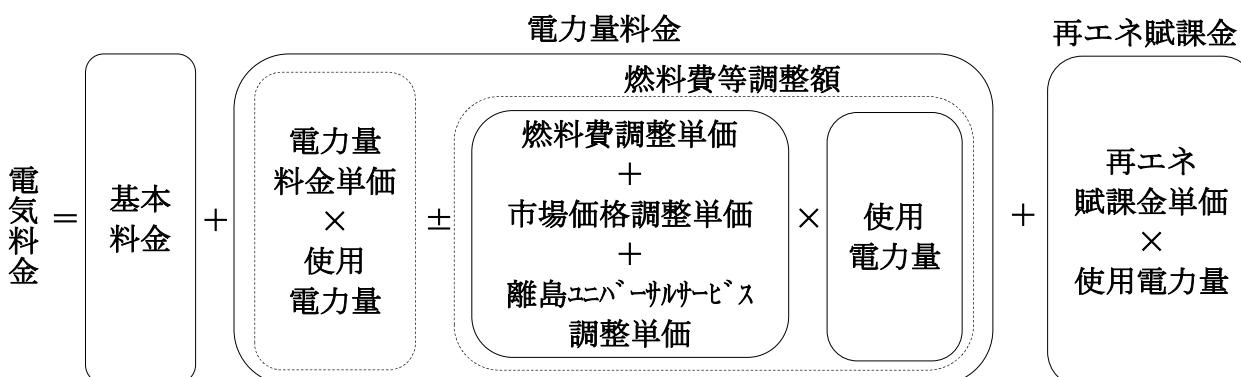
- ・ご使用量の計量については、原則として、一般送配電事業者が取り付けた記録型計量器により30分単位で計量し、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
なお、計量器の故障等により、ご使用量等が正しく算定できなかった場合には、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めるものといたします。

●電気料金の算定期間

- ・各月の検針は、原則として、当社があらかじめお知らせした日に一般送配電事業者が行います。
- ・算定期間は、前月の検針日（電子式メーターの場合は計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間といたします。この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該契約メニューの料金を適用して算定いたします。
- ・ご契約開始、ご契約内容の変更、ご使用停止の場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

●電気料金の算定

- ・電気料金の算定は、標準供給条件および選択供給条件により算定いたします。
- ・電気料金の算定方法は、「電気のお申込にあたって(別紙)」を参照ください。



〈基本料金〉

- ・力率85%を基準として、その上回る1%につき1%割引し、その下回る1%につき1%割増します。
- ・ひと月のご使用量が0kWhの場合、半額となります。

〈燃料費調整単価〉

- ・火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する燃料費調整制度のための単価です。単価は毎月変動しますので、「電気料金等請求書」または当社ホームページでご確認ください。

〈市場価格調整単価〉

- ・卸電力取引市場の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、卸電力取引市場における平均市場価格の変動分に応じて、電気料金を調整する市場価格調整制度のための単価です。単価は毎月変動しますので、「電気料金等請求書」または当社ホームページでご確認ください。

〈離島ユニバーサルサービス調整単価〉

- ・一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられています。その離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま（本土および離島）の料金に反映させるための調整単価です。単価は毎月変動しますので、「電気料金等請求書」または当社ホームページでご確認ください。

〈再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）〉

- ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買い取ることが義務付けられました。再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。
なお、大量に電気を消費する事業所で、国が定める要件に該当するお客さまについては減免措置がございます。国の認定後、当社にお申し出ください。

〈契約超過金〉

- ・契約電力をこえて電気を使用された場合には、そのひと月の最大需要電力から契約電力を差し引いた分に対して契約超過金を申し受けます。

●お支払方法

- ・毎月の電気料金のお支払いは、以下の2つからご選択いただけます。
 - ①口座振替：毎月お客様の預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。
口座振替日をご指定いただける「口座振替日指定サービス」もございます。
 - ②振込用紙：毎月お客様に郵送いたします振込用紙にてお支払いいただきます。
「口座振替」をご希望されないお客様は「振込用紙」でのお支払いとなります。

《注意事項》

※「口座振替」をご希望のお客さまへ、振替ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

●お支払期日・延滞利息

- ・電気料金の支払義務発生日は原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日となります。
- ・電気料金等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金等に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。

●工事費

- ・新設、契約電力等を増加される場合等、一般送配電事業者が行う配電設備の工事内容によって、工事費負担金または臨時工事費をご負担いただく場合がございます。また需給開始に至らず、お客さまが申込みを取り消した場合でも、それまでに要した費用をご負担いただく場合がございます。
- ・お客さまの希望により、引込線や計量器等の取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。

※原則、工事着手前に、一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

●その他費用に関するお知らせ

- ・お客さまが、故意または過失により一般送配電事業者の電気工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償していただきます。
- ・新設、契約電力等の増加後1年未満に、契約を解約または契約電力等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算いたします。

- ・供給設備の一部または全部を施設した後、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を廃止・変更される場合で、その設備を利用して電気を使用されないときは、要した費用の実費を申し受けます。

※上記費用をご請求する場合は、当社または一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

●適正契約の保持等

- ・お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- ・上記について、当社が改善を求めても適正な契約に応じていただけない場合、需給契約を解約することができます。

●お客さまのご協力

- ・一般送配電事業者による供給設備の工事及び維持のための用地の確保について、お客さまにご対応を依頼させていただくことがございます。
- ・一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがございます。
- ・お客さまがご使用場所内の引込線や計量器等の異常もしくは故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。

●送配電設備の利用等に関する事項

- ・需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。
- ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等、一般送配電事業者が電気の供給を停止することがございます。その理由となった事実を解消したときは、一般送配電事業者がすみやかに電気の供給を再開いたします。
なお、停止期間中の料金は、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、算定いたします。
- ・電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路・引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。
なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- ・負荷の特性によって、電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を受けるおそれがある場合や、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。
- ・一般送配電事業者の供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を中止または使用を制限していただくことがございます。

●その他

- ・当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や標準供給条件または選択供給条件に反した場合等、需給契約を解約することがございます。
- ・合併その他の原因によって、新たにお客さまがそれまで電気の供給を受けていたお客さまのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当社の承諾を必要とします。
- ・当社は、電気の供給の中止または使用を制限した場合等、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除く）

〈お問合せ先〉

[北九州・福岡・佐賀] 0120-639-□□□

[長崎・大分・熊本] 0120-761-□□□

[宮崎・鹿児島] 0120-879-□□□ (□部分は、下表より選択ください)

北九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
小倉 451	福間 456	唐津 465	平戸 370	中津 376	玉名 382	延岡 556	出水 562
八幡 452	福岡東 457	鳥栖 466	佐世保 371	日田 377	大津 383	日向 557	川内 563
行橋 453	福岡 458	佐賀 467	大村 372	別府 378	熊本西 384	高鍋 558	霧島 564
飯塚 454	福岡西 459	武雄 468	島原 373	大分 379	熊本東 385	宮崎 559	鹿児島 565
田川 455	福岡南 460	—	長崎 374	三重 380	宇城 386	都城 560	加世田 566
—	甘木 461	—	五島 375	佐伯 381	八代 387	日南 561	鹿屋 567
—	久留米 462	—	—	—	天草 388	—	—
—	八女 463	—	—	—	人吉 389	—	—
—	大牟田 464	—	—	—	—	—	—

受付時間：平日（月～金）の9時～17時

（お急ぎのご用件の場合は、左記時間以外でも電話を承っております）

※ 各県の営業所は、九州電力から委託を受けた九電ネクストが運営しています。

九州電力株式会社 (小売電気事業者登録番号 A0275)

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号

TEL: 092-761-3031 (代表)

[PC・スマート版HP] <http://www.kyuden.co.jp/>

[携帯電話版HP] <http://kyuden.jp/>

電気のお申込にあたって（別紙）

燃料費調整制度の概要

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできるかぎり迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動に応じて、電気料金を調整する制度です。

3か月間の平均燃料価格が46,100円／キロリットルから変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整いたします。

3か月間の平均燃料価格（円／キロリットル）（100円単位）



●適用期間

燃料価格の実績を見る期間	燃料費調整単価の適用月分
1月1日～3月31日	6月分料金
2月1日～4月30日	7月分料金
3月1日～5月31日	8月分料金
4月1日～6月30日	9月分料金
5月1日～7月31日	10月分料金
6月1日～8月31日	11月分料金

燃料価格の実績を見る期間	燃料費調整単価の適用月分
7月1日～9月30日	12月分料金
8月1日～10月31日	翌年の1月分料金
9月1日～11月30日	翌年の2月分料金
10月1日～12月31日	翌年の3月分料金
11月1日～翌年の1月31日	翌年の4月分料金
12月1日～翌年の2月28日 〔翌年が閏年の場合は、 翌年の2月29日まで〕	翌年の5月分料金

●燃料費調整単価（円／kWh、小数点以下第3位で四捨五入）

- 平均燃料価格が46,100円を下回った場合

$$(46,100円 - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}^{**}}{1,000}$$

- 平均燃料価格が46,100円を上回った場合

$$(\text{平均燃料価格} - 46,100円) \times \frac{\text{基準単価}^{**}}{1,000}$$

※基準単価：平均燃料価格が1,000円／キロリットル変動した場合の電気料金単価への影響額

高圧供給の場合：0.098円／kWh、特別高圧で供給する場合：0.096円／kWh

(注) 基準単価には消費税等相当額を含みます。

●平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ（100円未満四捨五入）

A：平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

B：平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均液化天然ガス価格

C：平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均石炭価格

α : 0.0028 β : 0.1819 γ : 1.0863

α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数

(原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値)

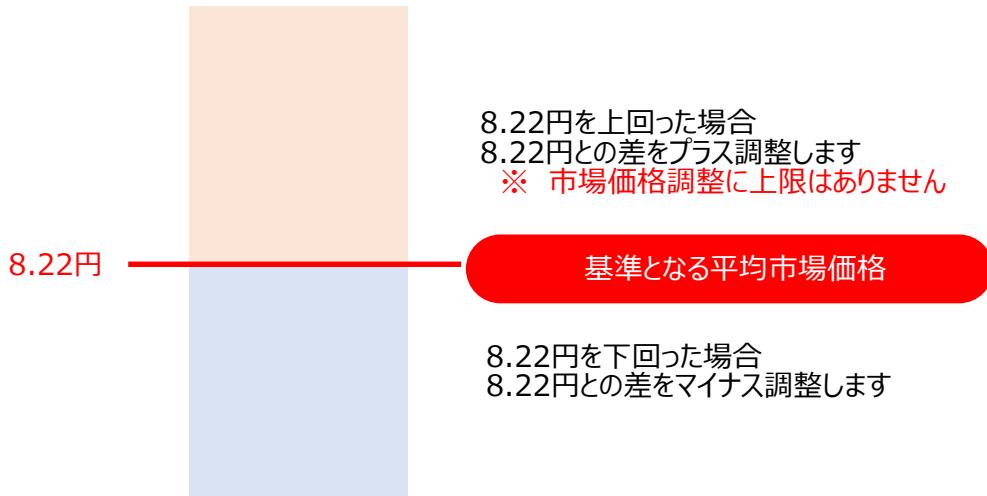
燃料費調整単価は毎月変動しますので、「電気料金等請求書」または当社ホームページをご確認ください。

市場価格調整制度の概要

卸電力取引市場の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、1か月間の平均市場価格がプラス調整の基準市場価格を上回った場合、もしくはマイナス調整の基準市場価格を下回った場合、その変動分に応じて電気料金を調整する制度です。

基準となる平均市場価格を8.22円とし、1か月間の平均市場価格が8.22円を上回った場合はプラス調整、下回った場合はマイナス調整いたします。

1か月間の平均市場価格 (円/kWh) (銭単位)



●適用期間

市場価格の実績を見る期間	市場価格調整単価の適用月分
1月21日～2月20日	4月分料金
2月21日～3月20日	5月分料金
3月21日～4月20日	6月分料金
4月21日～5月20日	7月分料金
5月21日～6月20日	8月分料金
6月21日～7月20日	9月分料金

市場価格の実績を見る期間	市場価格調整単価の適用月分
7月21日～8月20日	10月分料金
8月21日～9月20日	11月分料金
9月21日～10月20日	12月分料金
10月21日～11月20日	翌年の1月分料金
11月21日～12月20日	翌年の2月分料金
12月21日～翌年の1月20日	翌年の3月分料金

●市場価格調整単価(円／kWh, 小数点以下第3位で四捨五入)

- 平均市場価格が8.22円を上回った場合

$$(\text{平均市場価格} - 8.22\text{円}) \times \text{調整係数}$$

- 平均市場価格が8.22円を下回った場合

$$(8.22\text{円} - \text{平均市場価格}) \times \text{調整係数}$$

●調整係数（平均市場価格が1.00円/kWh変動した場合の電気料金単価への影響額）

お客さまの調整係数（高圧供給の場合） 0.284円/kWh

（特別高圧供給の場合） 0.278円/kWh

●平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

全日単価=卸電力取引所が公表する九州エリアにおける全日のスポット市場価格の
1か月単純平均値（21日～翌月の20日までの全日単純平均値）

昼間単価=卸電力取引所が公表する九州エリアにおける毎日6時～18時までのスポット
市場価格の1か月単純平均値（21日～翌月の20日までの昼間単純平均値）

$\delta 1(\text{全日}) = 0.4627$ } $\delta 1 \cdot \delta 2$ は、市場調達量およびFIT制度による買取量における
 $\delta 2(\text{昼間}) = 0.5373$

市場価格調整単価は毎月変動しますので、各月の単価は「電気料金等請求書」または当社ホームページでご確認ください。

離島ユニバーサルサービス調整制度の概要

一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられております。離島ユニバーサルサービス調整単価とはその離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま（本土および離島）の料金に反映させるための調整単価です。

3か月間の離島平均燃料価格が79,300円／キロリットルから変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整いたします。

3か月間の離島平均燃料価格（円／キロリットル）（100円単位）



●適用期間

燃料価格の実績を見る期間	離島ユニバーサルサービス調整単価の適用月分
1月1日～3月31日	6月分料金
2月1日～4月30日	7月分料金
3月1日～5月31日	8月分料金
4月1日～6月30日	9月分料金
5月1日～7月31日	10月分料金
6月1日～8月31日	11月分料金

燃料価格の実績を見る期間	離島ユニバーサルサービス調整単価の適用月分
7月1日～9月30日	12月分料金
8月1日～10月31日	翌年の1月分料金
9月1日～11月30日	翌年の2月分料金
10月1日～12月31日	翌年の3月分料金
11月1日～翌年の1月31日	翌年の4月分料金
12月1日～翌年の2月28日 〔翌年が閏年の場合は、 翌年の2月29日まで〕	翌年の5月分料金

●離島ユニバーサルサービス調整単価(円／kWh, 小数点以下第3位で四捨五入)

- 離島平均燃料価格が79,300円を下回った場合

$$(79,300 \text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}^*}{1,000}$$

- 離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ119,000円以下の場合

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{離島基準単価}^*}{1,000}$$

- 離島平均燃料価格が119,000円を上回った場合

$$(119,000 \text{円} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{離島基準単価}^*}{1,000}$$

※離島基準単価：離島平均燃料価格が1,000円／キロリットル変動した場合の電気料金単価への影響額

高圧・特別高圧で供給する場合：0.003円／kWh

(注) 離島基準単価には消費税等相当額を含みます。

●離島平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ（100円未満四捨五入）

A：離島平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

B：離島平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均液化天然ガス価格

C：離島平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均石炭価格

α : 1.0000 β : 0.0000 γ : 0.0000

α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数(原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値)

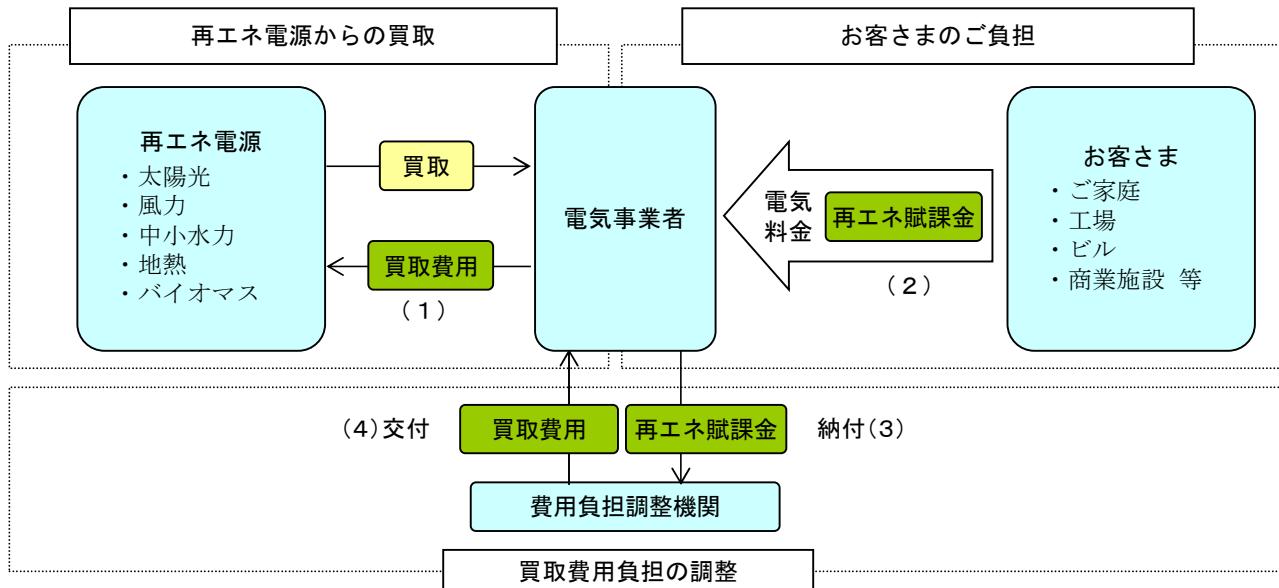
離島ユニアーサルサービス調整単価は毎月変動しますので、各月の単価は「電気料金等請求書」または当社ホームページでご確認ください。

再生可能エネルギー発電促進賦課金制度の概要

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買い取ることが義務付けられました。再生可能エネルギー電源^(※1)で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」（再エネ賦課金）として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。^(※2)

●「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のイメージ

- (1) 再エネ電源で発電された電気を電気事業者が買い取ります。
- (2) 買取に要した費用は再エネ賦課金としてお客さまにご負担いただきます。
- (3) • (4) 再エネ賦課金は費用負担調整機関に納付された後、買取実績に応じて交付されます。



※1 買取対象となる電源は、太陽光・風力・中小水力・地熱およびバイオマスとなります。

※2 大量の電気を消費する事業所で、国が定める要件に該当するお客さまについては、再エネ賦課金の額の最大8割が減免されます。（国の認定および当社へのお申し出が必要となります。）

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は毎年変動しますので、単価は「電気料金等請求書」または当社ホームページでご確認ください。

※上記単価の適用期間は、毎年5月分から翌年4月分までとなります。